

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
第3回 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ 議事録

令和元年8月9日(金)
13時00分～15時00分
文部科学省東館3階3F3会議室

〔出席者〕

(委員) 井上委員, 神吉委員, 小林委員, 辻委員, 戸田委員, 野田委員, 浜田委員 (計7名)
(文化庁) 高橋国語課長, 津田日本語教育専門官, 増田日本語教育専門職, 北村日本語教育専門職,
松井日本語教育専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第2回日本語教育の標準に関するワーキンググループ議事録(案)
- 2 日本語教育能力の判定に関する検討事項
- 3 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況(案)
- 4 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台
- 5 教育実習実施機関における受講の仕組みイメージ(案)

〔参考資料〕

- 1 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの進め方について
- 2 日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方—第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要—
- 3 教育実習について(「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」改定版より抜粋)

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告) (平成25年2月18日)
- 2 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(リーフレット)(平成25年2月18日)
- 3 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について(報告)(平成26年1月31日)
- 4 日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改訂版 (平成31年3月4日)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から, 配布資料2「日本語教育能力の判定に関する検討事項」及び配布資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討事項(案)」, 配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案) 議論のためのたたき台」の説明があり, 検討事項5の教育実習, 検討事項6のその他の要件, 検討事項7の経過措置, 検討事項8の試験の一部免除の導入の可能性について意見交換を行った。
- 3 次回の日本語教育能力の判定に関するワーキンググループは9月9日(月)13時に開催されることを確認した。
- 4 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○野田座長

それでは, 時間になりましたので, ただいまから第3回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを開会いたします。

資料1の前の議事録ですが、確認いただきまして、変更が必要な点がありましたら、8月19日月曜日までに御連絡くださるようお願いいたします。なお、最終的な議事録の確定は座長に御一任くださいますようお願いいたします。

それでは、本日の検討事項ですが、議事次第にもありますように、5. 教育実習について、6. その他の要件について、7. 経過措置、8. 試験の一部免除の導入の可能性の4点を予定しています。時間も限られていますので、円滑な審議に御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

検討項目5の教育実習についてですが、第2回ワーキンググループの検討内容について、7月25日の日本語教育小委員会に審議経過として報告いたしました。本ワーキンググループの提案のうち、小委員会において一応の同意を得たものについては配布資料3「検討状況について(案)」に、ポツではなくて丸印を記載しています。

このたび小委員会から、更に検討が必要としてワーキンググループに戻された項目があります。本日はこの点について再度審議を行いたいと思います。

それでは、検討項目5の教育実習について検討を始めたいと思います。資料3「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況(案)」の9ページになります。小委員会の指摘等、検討すべき内容について、事務局から資料の説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

それでは配布資料3、ワーキンググループの検討状況の9ページ、5. 教育実習についてです。

(1)については、小委員会でも全委員の賛同を得られまして、特段意見はございませんでした。了承されております。(2)教育実習の仕組みについては何点か御意見を頂いております。教育実習受講の仕組みの全体図として配布資料5「教育実習実施機関における受講の仕組みイメージ(案)」を基に御説明をさせていただきます。

①の現行の大学や日本語教師養成研修実施機関における教育実習について、一番下の丸です。教育実習実施機関は、「生活者としての外国人」や就労者、海外など、多様な教育現場を設定するよう一層努めることが必要なのではないかという御意見がありました。

②試験合格者(所属なし)に関する教育実習の仕組みについて、小委員会では、大学等の日本語教師養成課程の一部科目履修を受けること、又は文化庁届出受理日本語教師養成研修に設定された教育実習のコースを受講するといった①と同等の教育の質が担保できる仕組みが重要ではないかという御指摘がありました。

(3)教育実習の要件・指導項目について、10ページの下の方の二つの丸です。多様な教育の現場に触れる機会を得ることも大切だが、教育実習としては教育理念に基づき策定されたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することを要件とすべきではないか。

次に、一番下です。教育実習の指導形態については、平成31年報告に「法務省告示日本語教育機関における教員の要件を満たす研修を想定する場合には、5～20名規模のクラス形態での教壇実習を経験させることが重要」との記載があることから、人数もこれに沿った規模を確保することが望ましいのではないかという御意見を頂きました。

続きまして11ページです。上の4点が小委員会からの御意見です。一番上ですが、教育実習は、留学生や「生活者としての外国人」、就労者、児童生徒等の対象別、また初級だけでなく中上級などのレベル別、総合日本語や会話、読解などの科目別の指導経験を得られるようにすることが望ましい。メディアを利用して行う教育実習については、現在は認めない方がよいが、将来的な実施に向けてより慎重な検討が必要ではないか。教壇実習の対象学習者については、日本語を母語としない者に対する日本語指導を経験することが望ましいのではないか。

最後ですが、教壇実習における指導時間については、実際の教育現場における日本語の指導時間である1コマ(45分程度)の指導を経験することが重要なのではないかといった御意見です。

続きまして(4)、時間数についてですが、一番下の丸です。教育実習の時間数は、平成31年報告において養成段階の教育課程編成の目安として1～3単位がモデルとして示されていること

から、これを参考とすることが適当ではないかという御意見がありました。

(5), (6), (7)については、ワーキンググループの御提案がそのまま受け入れられておりますので、特段意見が付いておりません。以上です。よろしく願いいたします。

○野田座長

ありがとうございます。教育実習について、小委員会から御意見があった点について、ワーキンググループで再度検討した上で、小委員会に戻したいと思います。順番に進めていきますが、検討事項5の(2)教育実習の仕組みから始めたいと思います。

(2)の一番下の丸です。教育実習実施機関は、「生活者としての外国人」や就労者、海外など、多様な教育実習現場を設定するように一層努めることが必要なのではないかということですが、この点について御意見をお願いします。神吉委員。

○神吉委員

確認の質問です。ここで言う教育実習実施機関というのは、単位認定をする機関ということですか。それとも実習の現場としての機関ということなのでしょうか。

○野田座長

最終的に評価等に責任を持つのは教育実習実施機関であり、実際の実習現場は、教育実習実施機関が選んだ現場ということになります。

○神吉委員

そうすると、ここの今の意見は、大学等の教育実習実施機関が、生活者としての外国人、就労者、海外などの実習現場を設定するように努めるという御意見ですね。

○野田座長

そういうことです。

○神吉委員

分かりました。

○増田日本語教育専門職

配布資料5「教育実習実施機関における受講の仕組みイメージ(案)」で丸や二重丸で示しているように、現在も教育実習実施機関では多様な実習現場の確保に努めていただいているところですが、より一層多様な教育現場を各教育実習実施機関が確保できるようにすることが望ましいという御指摘でした。

○神吉委員

分かりました。その上で意見を申し上げますと、理想的にはそのとおりだと思いますが、この多様な教育実習現場というときの「多様」について考えてみると、基本的な能力を育成するという養成段階の実習の在り方として本当に良いのでしょうか。今までの日本語教育人材の養成研修の報告において、活動分野の多様性は初任段階で見ていくという議論があったと思います。養成段階は、基本的な部分をまずは求められると思いますので、御意見としては貴重だと思いますが、基礎的な教育実践力を育成するという観点から有効かどうかは、慎重に検討する必要があるのではないかと思います。

特に海外の現場は実に多様ですね。私の大学でも海外実習を行っていますが、教壇実習を経験させてもらえる現場や、対話の相手をするといった現場もあり、お願いしていても、そのとおりにならないこともあると思います。そういうことも含めて質の確保が難しいことがあるのではな

いかと感じています。

○野田座長

ありがとうございます。この点について、いかがですか。浜田委員。

○浜田委員

神吉委員の御意見なのですが、いろいろな現場があるというのは正にそのとおりなのですが、現場が多様であるということと、教育実習として、その場を使うかどうかということは、また別だと思います。海外でも、きちんとカリキュラムに沿った授業を出来るような体制を取ることができます。だからこそ、実習実施機関として今回一定の質が保証できる機関を選ぶということになっています。基礎段階であっても、むしろ基礎段階であるからこそ、学習者の多様性の広がりを実感するという事は非常に大事なことです。どこまで実習として成立するかは別として、いろいろな現場を見ておくというのは大事なことだと思います。

○神吉委員

そうですね。私もそうと思いますが、厳しいだろうと思います。

○浜田委員

海外ありきということではなく、あくまでもきちんと教育実習ができるということが大前提であるということは、正におっしゃったとおりだと思います。

○野田座長

辻委員、どうぞ。

○辻委員

私も教育実習現場が多様であることは、今、更に多様になろうとしている中で、当然認められるべき項目だと思います。ただ1点、気になるのは、資格とあわせて設定するとしたら、当然そこには資格として認め得る教育実習というものがあってしかるべきだと思います。ここに「一層努める」という表現になっていますが、認められる部分もありつつ、限界があるだろうと考えます。

○戸田委員

私も多様な教育実習現場を設定するのはよいと思うのですが、何よりも実習する方を受け入れて、誰が指導していくのかが大きい問題になると思います。先ほど神吉委員がおっしゃったように、海外の場合、教育実習生を実際に受け入れたものの、十分に指導ができずに実習生が帰国したという話も聞きます。どの機関、受入団体であっても、しっかりと実習生として受け入れた方々を指導していくことが肝心だろうと思います。

○井上委員

基本的には、賛成です。教育実習というのは、参考資料3「教育実習について」のページに書かれていますように、①から⑥、オリエンテーションから始まって教育実習全体の振り返りと規定されていますが、必ずしも複数の現場で1から6を全部やる必要はないと思います。例えば授業見学だけ、何か所か多様な現場を見ておくというのは、学習者の広がりを見るという点で非常に有効だと思います。

○野田座長

小林委員、どうぞ。

○小林委員

皆さんの御意見に賛成なのですが、ここで言う教育実習実施機関とは、留学生しか教えられないということではなく、この機関は海外実習に強いとか、この機関は生活者に対する実習に強いとか、そういう機関別の特色だと理解していたのですが、今の議論では1か所の教育実習実施機関が複数の実習現場を持つということでしょうか。

○神吉委員

私はそのように解釈しました。この教育実習実施機関であるA機関が、複数の教育現場でのプログラムを準備するということです。例えばA機関での実習現場は、大学の授業のクラス形式だけではなく、幅広く実習現場を設定することに努めることになるのではないかと思います。それは大変だろうと思います。

○小林委員

できるところがやることは良いと思うのですが、あまり現実的ではないのではないのでしょうか。むしろ、この機関は子供に強いとか、留学生に強いとか、そういうバリエーションがあって、受講生にとって選択の余地があるということであれば、全くそのとおりだと思いました。

○野田座長

各機関が必ずという意味合いはないという認識ですが、その辺り、文言を考えた上で、方向性としては皆さん、大体一致しているのではないかと思います。この御意見出された方は、一層努力した方がいいという意味合いだとは思いますが、それをはっきりさせた上で小委員会に報告するというにさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

ありがとうございます。ほかに、この(2)教育実習の仕組みについて御意見がありましたら伺いたいと思います。丸が付いている意見については、小委員会です承を頂いているものです。よろしいですか。

次に、(3)教育実習の要件・指導項目についてです。二つ目の丸にありますように、クラス形式の授業を経験することを要件とすべきということ、それから11ページになりますが、メディアを利用した教育実習については、現時点では採用しないこととすること、それから対象者を日本語を母語としない者という規定を盛り込むこと、1コマ45分の指導を経験することが必要という意見を頂いていますが、これらについて、いかがでしょうか。どうぞ。辻委員。

○辻委員

1コマ45分という捉え方なのですが、指導時間をどのように捉えるかだと思います。現実に実習生を受け入れて、実習していただくときに、45分教壇に立つ力を養成するには、相当のトレーニングの時間が必要だと思います。つまり、教育実習の期間全体を何時間と想定して、これだけの時間があれば45分教壇実習ができるという設定ができるのであれば、1コマ45分という設定が必要だと思います。

私が知っている中で教壇実習が行われているのは、20分から30分程度のものです。それに伴って、事前の研修を受け、実習機関で1週間程度のトレーニングを積んで、20分から30分の教壇実習というのが養成研修の限界だと思います。実践的なクラス型式を対象にした実習の場合です。

その辺りについて、幅のある形にしておくのか、あるいは厳しいものとするならば、いろいろなところに、今の状況とは変えていくという変更の必要が起こるだろうと思います。

○浜田委員

今の御意見については、現実そうだということはよく分かったのですが、変えた方がいいという積極的な御意見というように受け止めてよろしいのでしょうか。

○辻委員

現実には、45分の教壇実習経験が可能かどうかです。教育実習は当然実習料が発生します。期間が長くなればなるほど高額になると思います。印象で申し上げて恐縮ですが、20分の教壇実習を45分でやるとすると、実習期間が1.5倍ないし2倍近く必要になります。例えば、教壇実習用に、どこかから学習者を集めてきて行う形式ですと、45分は可能なかもしれませんが、日本語学校の現場でやっていただくとなると、それなりにトレーニングが必要になります。教育実習の種類を作るか、あるいは、大きく枠を広げなければなりません。したがって、45分でないとも認めないという書き方ではない方がいいと思っています。

○浜田委員

私は学校教員の実習のイメージが強いのですが、どんな実習生であっても、必ず1時間は一人で教え切ることができないと免許状はもらえないということになっています。それと比べたときに、日本語教育の教壇実習は20分でいいと言ってしまうと、どうなのかなという気がするのですが、どうなのでしょう。一人前の日本語教師として認めていくという課程になるわけですね。

○辻委員

おっしゃるとおりだと思います。ただ、現状は、そういうレベルで行われることが多いということですね。

○野田座長

井上委員、お願いします。

○井上委員

公的な資格、国家資格を視野に、ここに日本語教師を定めようとしているときに、現状として実現可能かどうかということから出発するよりも、理想として何が必要なのかということから出発した方がよいと思います。日本語学校では、一人で、1日4コマ程度の授業を持つのが標準です。一クラスを4コマ続けてやるようなケースもあれば、2コマずつ分けるケースもあります。したがって、最低限4コマ程度の授業の教案が書けて、4コマ程度の教壇実習ができる力を持った人を、養成段階の修了とみなすべきだと思います。

浜田委員がおっしゃったように、1コマ、フルに教案をきちんと書けて、自分一人で教壇に立って授業ができるぐらいの力量を教壇実習では身に付けさせるべきだと思います。もし、それが現実的に難しいということであれば、それができる方策を考えるべきで、現状難しいからといってハードルを低くするというのは、考え方としてどうなのかと思います。

○辻委員

よく分かりました。

○小林委員

教育実習と今言っているものの到達目標や、どこに水準を求めるかがまずあって、その具現が、例えば45分を一人で担当できることであるとか、1対1で、後行シラバスではなく、先行シラバスにのっかってクラスが回せるようになるなど、具体的教育実習には相当の幅があると思います。この資格の登録の段階で、どういう実践能力を期待するのか。それを具体的にするためには、

例えば、こういった目安があるのではないかというような順を追った議論があるべきではないでしょうか。45分を必須とするかしないかというのは、議論が逆転しているような気がします。

ここで言っているのは、例えば、日本語を母語としない者に対する日本語指導を経験するというのは、現状では実習生同士が学習者も担う模擬授業のみで、実際に日本語学校で初めて外国人に会いましたというような人がいるということも聞きますし、それは好ましくないという意見に端を発したのではないかと理解しました。

○野田座長

そうですね。

○増田日本語教育専門職

用語の説明ですが、この緑の報告書では、教壇実習とは、実際に先行シラバスの授業に入るといふもので、日本語を母語としない方を対象としたものと定義しています。小林委員が今おっしゃった受講生同士の練習というのは、模擬授業と整理いただいております。模擬授業は日本人同士の練習ですが、ここでおっしゃっているのは、教壇実習については実際の日本語学習者に対する指導を一度は経験することが望ましいという御意見だと理解しています。

○小林委員

逆に言うと、模擬授業を教壇実習とみなしてはいけないということですね。

○増田日本語教育専門職

はい、そのとおりです。それは、平成31年報告で既に、そのように整理されているということでございます。

○小林委員

はい、分かりました。

○野田座長

辻委員、どうぞ。

○辻委員

質の向上、質を担保するという観点から、45分という目標時間を設定すべきということでしたら、私は賛成したいと思います。

○野田座長

その方向でよろしいですか。あくまでも教壇実習として実際に教える時間の話です。教案を作ったりする準備段階は、この45分には入らないこととし、教壇に立って教える時間として45分を必須とするのが良いという御意見について、これでよろしいですか。

○浜田委員

必須だとすると、むしろ1コマ以上という表現にする方がいいかもかもしれません。

○野田座長

そうですね。それで意見がまとまりましたので、小委員会に報告したいと思います。ほかに、何か御意見ありましたら、お願いします。神吉委員。

○神吉委員

10ページの下から二つ目の丸です。多様な教育の現場に触れる機会を得ることも大切だが、教育実習としては教育理念に基づき策定されたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業を経験することを要件とすべきではないかということですが、これは、教育実習としてこの10ページにある①から⑥の一連の流れで、これを要件とするということですね。

その場合、先ほどの9ページの多様な現場という話がありましたが、「生活者としての外国人」や就労者、海外など、多様な教育実習現場を設定するように一層努めるということと、根本的に考え方として矛盾が出ないでしょうか。

例えば、実習現場の生活者や就労者などは、必ずしもクラス形式で授業をしているわけではなく、特に就労者ではクラス形式は限られると思います。一方で多様な実習現場を要求しながら、他方でクラス形式の授業を教育実習として要件とするということになると、考え方として矛盾しているように思いました。

それで、この下から二つ目の丸の1行目の後半にある「教育実習としては」が、「教壇実習としては」であれば理解できるのですが、いかがでしょうか。

○野田座長

それぞれ一層努める、あるいは望ましいということなので、必ずしも、矛盾が起こることとはないとはいえますが、そういう面があるのは分かります。

○神吉委員

教育実習としてクラス形式を要件とするということですね。先ほどの多様な実習現場を求めるとするのは努力規定ということになり、あくまでも要件ではないということですね。分かりました。

11ページの上から二つ目のメディアを利用して行う教育実習についてですが、このメディアを利用して行う教育実習というものが、どういうものを指すのかが私は十分理解できませんでした。例えばeラーニングの開発も各方面で進んでいますが、eラーニングと教室活動を組み合わせたようなものも含めて、メディアを利用して行う教育実習と言うのでしょうか。それとも教育実習の一連の指導が全て遠隔で行われるような場合を指しているのでしょうか。そのあたりを明確にしておかないいけないと思いました。

○野田座長

この意味合いは、教育実習を完全に遠隔で行うということは、まだ早いのではないかという御意見だと認識しています。確かに、書き方は変えた方がいいと思います。

○神吉委員

その上で、現時点では認めない方がよいが将来的に検討するということだと思うのですが、もはや学習者も、いろいろな形で、インターネットだけで学べる人もいますね。例えば高等教育に関しても、インターネットだけで学べる人たちも増えています。そういう社会状況を考えたときに、どうでしょうか。大分遅れていると率直に思いました。

ただ、確かに、どうやってどこまで認定するか、クオリティーをどう担保するかという難しさは、あると思います。現在は認めない方がよいという書き方ではなく、将来的な実施に向けて、より慎重な検討ということでのよいのではないかと思います。

○野田座長

実際には、現在は認めないということについては、よろしいですか。

○神吉委員

はい，結構です。

○野田座長

現実的にはなかなか認定が難しいと思います。

○神吉委員

そうですね。

○浜田委員

典型的なクラス型の教壇実習で何を求めるかということについては，経験もあり議論も行われてきたと思いますが，生活者の実習としてどのような実習が適当か，遠隔教育の中で教師として何が大切なのかということは十分議論が深まっていないように思われます。したがって，資格認定ということを考えて，共通の基準や目安が難しいと思われるため，私は，継続して検討ということに賛成したいと思います。

○神吉委員

はい。私も，認定という観点で言うと，将来的なことだろうと思います。ただ，遠隔教育もこれから進めていかないと知見も積み重ならないので，あまりネガティブな記載にならない方がいいと思いました。

○野田座長

その点については皆さん，よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○野田座長

では，そのような方向で，具体的な文案については，また整理した上で，小委員会に報告したいと思います。今日この後いろいろ，まだ審議すべきことが盛りだくさんのですので，先に進めたいと思います。

次に(4)時間数を1単位以上とすること，それから(5)教育実習実施機関の実習現場の確保について，(6)教育実習実施機関における指導の在り方についてですが，特段大きな変更はないのですが，よろしいでしょうか。(7)実務経験についても，ワーキングの意見が小委員会です承されています。ここまでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは，教育実習についてはここまでとさせていただきます。

次に，13ページに入ります。その他の要件です。事務局から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育専門職

13ページとあわせて，配布資料4-1「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台①」を御覧いただければと思います。日本語教師の教育能力等を評価する試験と，教育実習があり，学士の学位を要件にするということで，いろいろ御議論を頂いてまいりました。

その他の要件の(1)学歴や履修等については，学士の要件のことが審議されました。

一つ目の丸ですが，公認日本語教師の登録要件としては，学士以上を有することを加えることが適当ではないかということで，以下，これは再掲になりますが，四つの引用がなされております。

一番下に新たに，学校教育においては，高等学校の教員には学士要件が求められていることから，日本語教育の主な対象に鑑み，学士以上が相当ということが言えるのではないかと，を加えていただいております。

続いて(2)、こちらは資格の登録要件として、年齢・国籍等は問わなくともよいかという部分です。ワーキンググループとして登録要件を満たしていれば国籍も年齢も問わないという提案をいただき、書かせていただきました。事務局からは以上です。

○野田座長

まず(1) 学歴や科目履修等については、学士要件ということ今回議論し、小委員会です承されています。これについて御意見がありましたら、お願いします。

○神吉委員

賛成です。

○野田座長

ほかの皆さんもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

ありがとうございます。次に、(2)の年齢・国籍等については問わないということですが、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

よろしいということですね。ありがとうございます。

その他の要件について何かありましたら、お願いいたします。

○小林委員

一応確認ですが、母語も問わないということは、当たり前だから書いていないという理解でよろしいですか。

○野田座長

そうですね。

○増田日本語教育専門職

はい、母語は問わないと加えた方がいいでしょうか。

○野田座長

どうでしょうか。誤解される可能性があるようでしたら、書いておいた方がいいかと思えます。

○神吉委員

メッセージとしては、あった方がいいかもしれません。

○増田日本語教育専門職

分かりました。

○野田座長

はい。最終的には資格要件としては問わないということが入ってこないと思いますが、今の段階で、報告する形としてそのようにさせていただきます。その他の要件について、よろしいでし

ようか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

それでは14ページ、経過措置についてです。まず、事務局から説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

経過措置については初めての御審議いただくことになるかと思えます。配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台②」も併せて御覧いただきたいと思えます。資格の登録要件として、①日本語教育能力を判定する試験の合格、②教育実習の履修、③学士の要件というものが今まで挙げられました。経過措置は、一番右側のグレーの色の部分です。現行の法務省告示基準の教員要件を満たす方について、どのように公認日本語教師への登録を認めるかというところの議論になるかと思えます。

これについて、配布資料3の7. 経過措置、14ページに御意見を頂いています。

まず論点としては、(1) 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者について、どのような措置を行うことが適当か。(2) 新たな資格制度への移行に伴い、何らかの条件を設けるかという点です。

一つ目のボツになりますが、現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者については、新たな資格となる公認日本語教師の要件を満たす者として、一定の移行期間を設け、登録を行えるようにするのが望ましいのではないかと。

二つ目、現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者のうち、日本語教育能力検定試験に合格し、教育実習を履修していない者あるいは実務経験のない者については、登録要件として教育実習を課すことが適当ではないか。このような御意見がありました。

○野田座長

経過措置について、皆さんの御意見頂きたいと思えます。ここに二つの案が示されていますが、日本語教師については、質の確保と量の確保の両方を目指すとしています。正にこの両方への配慮が必要となるわけですが、資格に関する議論の中で、注目されている検討事項だと思えます。御意見よろしくお願ひいたします。

○井上委員

確認ですが、経過措置を考えなくてはいけない対象というのは、現在の告示校で既に働いている日本語教師を含むのか、従来の教員要件は満たしているが一度も働いたことがないという、ペーパードライバーのような人を指しているのか、両方を指しているのかを確認したいと思えます。

○野田座長

それは両方ですね。現在、告示校で働いている方は、この要件を満たしている方ですよ。

○井上委員

はい。

○増田日本語教育専門職

法務省告示基準の教員要件を満たす方には、実際に日本語を教えたことがない方も含まれます。現職で告示校で働いておられる日本語教師にも、告示基準の教員要件を満たしている方と、基準を満たしていないが、告示校の留学生以外のコース等で教えておられる方も一定数いるものと認識しています。ここでは、教授経験にかかわらず、要件を満たす方については、そのまま移行していいこととする、というのが一つ目の丸です。

○井上委員

そうすると、3種類のパターンがあるわけですね。それを一括して考えていいのか、個別に一つ一つ考えるべきなのかを確認したかったのです。

○小林委員

三つ目の、要件を満たしていないが働いている方は、この経過措置の対象ではないという理解でよろしいですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○小林委員

要するに、上の二つをどうするか。一括するか、個別にするか、別々に考えるかということですね。

○野田座長

いかがでしょうか。神吉委員。

○神吉委員

要件を満たす方については、まず移行措置の対象になるということでいいと思います。要件を満たさない方は、対象にならないので、要件を満たす形にさせていただくということでいいと思います。要件を満たしているが実務経験のない人については、教育実習を課すということは適当だと私は思います。

よく分からないのですが、二つ目のポツで、試験に合格し、教育実習を履修していない者あるいは実務経験のない者ということは、教えていない人たちですね。実習も受けたことがない人たちであれば、実習を課すということだと思えます。

○増田日本語教育専門職

しかし、現行の基準は、日本語教育能力合格ということで満たしています。平成31年報告では、教育実習の履修は望ましいとされていることから、この二つ目のポツの方については、教育実習を履修いただいてから登録するのか、経過措置としてそのまま登録を認めるのかの議論になるかと思えます。

○神吉委員

その場合に、主専攻ないし副専攻を修了していて実務経験のない人がいますね。実務経験がないが、主専攻、副専攻を修了していて、一応資格、要件満たしています。実務経験がない、教育実習を受けていない人がいます。教員の質をそろえるという意味では、おかしなことにならないでしょうか。「あなたは大学のおきに実習を受けましたか」ということを今後も問うのか。

○野田座長

科目として何を受けたかは証明できても、その中身までは証明できないでしょう。

○神吉委員

そうですね。でも、制度設計としては、ずれが生じてしまいますね。

○小林委員

でも、そういう道を未来へも作ろうということではなく、あくまで経過措置ですよ。そういう

う人が仮に登録しても、次に採用というステップがあります。名刺には書けるかもしれませんが、実際現場での採用は実質不可能ではないでしょうか。実務経験の有無を確かめるというのは困難でしょう。

○野田座長

実務経験というと、本人の申告だけでなく、何かの証明もらわないとということになりますので、その辺りを踏まえた上で考えないといけませんね。

二つの案は両立しないということになっています。どちらかを選ぶということになります。経過措置として全部移行するのか、一部の方について新たな要件を課すのか。

○井上委員

私の結論から言うと、上のポツで全員経過措置として認める形に賛成です。二つ目のポツについて、教育実習を履修していない者とありますが、ここでの教育実習とは、平成31年報告で示された教育実習を指しているわけではなく、従来行っていた、ばらばらの教育実習を網羅的に含めている意味合いだと思います。そういうものも全て含めて、どんな形であれ、教育実習を履修していれば良いという意味で考えてよいと思います。

○神吉委員

賛成です。その場合、日本語教育能力検定試験に合格という条件は必要でしょうか。教員要件を満たす者のうち、実習という授業を履修せずに修了証もらっているということはありませんか。

○小林委員

あります。

○神吉委員

それはさすがに認めるわけにはいかないのでは。

○野田座長

上の意見を皆さんが認めるのであれば、下は関係なくなります。

○小林委員

今の告示基準のいずれかを持っていれば、実務経験がなくても問わない。

○野田座長

はい。

○神吉委員

分かりました。

○小林委員

それは経過措置だからだと思います。一方で資格の外の話になるのですが、運転免許でもペーパードライバー講習がありますね。教育実習についてブラッシュアップをしたいという人のニーズを受けとめる仕組みを作ることが業界全体の発展を考えると必要だと思います。この議論とは外れますが。

○野田座長

そうですね。戸田委員。

○戸田委員

420時間研修を受講し、検定も合格したが実務経験がないため、いざ教えるときにどうしてよいかわからない、教える自身がないということを聞きます。当然のことです。そのためAJALTでは、新しく入った会員を対象に100時間の新人研修を義務付け、模擬授業を含め多様な学習者に対する教授法や教材について学びます。この研修が修了して、教壇に立ちます。従って、実務経験がない方や日本語教育の実践から離れている人が教育実習を受けなおしたいというニーズを満たせる仕組みがあれば良いと考えます。

○浜田委員

皆さんの御心配は、よく分かるのですが、誰もが分かりやすい明確な基準にするということを見ると、いろいろ問題があるということは認識しつつも、一律認めるというようにせざるを得ないと思います。色々言い始めると、例えば、告示校基準を満たして教えておられる方が、我々がこれから考えるような日本語教師の養成要件を満たすのかどうかということまで、改めて問い直さなければいけなくなってきます。

○野田座長

そうですね。あくまでも経過措置ということですからね。

○小林委員

現行の法務省告示基準を満たしている方の場合、自ら登録していただく必要があるわけですね。

○野田座長

はい。手続が要ります。手続の期間も年限が切られると思います。登録の期間ということですか。いかがでしょう。この上の方のポツですね。この現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者については一定の移行期間を設けて登録を行えるようにするというので、このワーキングとして結論出してもよろしいでしょうか。これで小委員会に報告するというにさせていただいてよろしいでしょうか。

○神吉委員

実務経験ですが、二つ目のポツで、現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者のうち実務経験がなく教育実習も履修していない者について、登録時に教育実習の受講を促すなどを入れられませんか。努力義務的なものになるとはと思いますが。

○浜田委員

それは採用の段階で、資格を持っているだけで、本当に大丈夫かどうかということは、チェックされるということで、良いのではないのでしょうか。それこそ御自身で、私は実習が必要だと思われる方もきっと多いと思います。

○神吉委員

分かりました。

○野田座長

現在でも教育実習だけを提供している何か講座もありますよね。では、これで小委員会に上げるということでもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○野田座長

どうもありがとうございました。それでは次に行きますが、検討項目8の試験の一部免除の導入の可能性です。それでは、事務局から説明をお願いします。

○増田日本語教育専門職

配布資料4「日本語教師の資格の仕組みイメージ（案）議論のためのたたき台」をあわせて御覧ください。公認日本語教師は、ピンクの部分の日本語教師の教育能力を評価する試験を受けるということとしております。このピンクの図の二つ目の米印、大学の養成課程及び420時間養成研修の修了者及び修了見込み者は試験の一部を免除することも検討ということで、論点に挙がっています。

資料3の15ページにお戻りいただきまして、(1)資格要件として試験受験を必須とすることについてです。資格の目的である日本語教育の質の担保に配慮した制度設計を想定する必要があるのではないか。そのため、原則として公認日本語教師となるためには、試験受験を条件とすべきではないか、といった御意見をいただいております。

(2)その上で大学（主専攻・副専攻）・民間養成研修に、個別の試験一部免除を導入するかどうかについてです。幾つか御意見、ポイントがございます。一つ目です。試験の一部免除は行わず、公認日本語教師となる者は、一律に試験を受け合格した者とすべきではないか。二つ目として、大学の場合、主専攻45単位以上と副専攻26単位以上とがある。両方を同一条件にするのが適当か。主専攻修了者は試験免除で資格登録できるようにしてはどうか。三つ目です。大学の日本語教師養成課程については、教育内容を含めて大学の裁量に任されており、ばらつきが大きい現状があることから、主専攻の課程に対して試験免除とすることは、資格の質の観点で適切ではないのではないか。四つ目です。資格の制度を構築する上で、将来的な日本語教育の研究者層の厚み・深みを生み出し、実践的学問的な位置付けを高めていくことについても考慮すべきではないか。最後です。公的な資格として位置付けるのであれば、試験受験者に対する公平性の観点から特定の機関団体を優遇することなく、等しく開かれた制度とすることが必要ではないか、といった御提案がありました。

(3)試験の一部免除を行う場合、一部免除を行う範囲についてです。一つ目、仮に試験免除を行う場合、質を担保する観点から、教育内容や教員要件などについて一定の要件を定めた上で、審査等を行う必要があるのではないか。試験の範囲については、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づくものとし、日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定されるべきとしていることから、大学等で実施されている日本語教育課程の教育内容の分析を踏まえ、一部免除が可能となる範囲を決めることが適当ではないか、以上のような御提案をいただいております。以上です。

○野田座長

それでは、順に進めていきたいと思っております。(1)資格要件として試験を必須とするということについてですが、これまでの審議経過を確認しておいた方がいいでしょう。

参考資料2「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方」の2ページ目の一番上に、(2)判定の仕組みがあります。ここには、判定は、①試験の合格、②教育実習の履修、③その他の要件により行うというように書かれています。あくまで前提条件ですが、この部分についてはよろしいでしょうか。小委員会においても、了承を得ていると認識しております。試験により日本語教師の資質・能力の知識の部分を判定するというを前提にしたいと思っております。

この前提を踏まえた上で、次に(2)試験の一部免除について審議したいと思っております。皆さん、それぞれの御意見を伺った上で、ワーキングとしての方向性を決めていきたいと思っております。

ここでは、まず一部免除を行うかどうか、その点だけです。(3)番の一部免除を行う場合、一部免除をどの範囲でというのは、また次の段階として、一部免除を導入することの是非について御意見をお願いします。

○井上委員

一部免除あるいは全部免除は導入すべきではないと考えます。一律に全員が同じ試験を受けるという考えです。

理由を申し上げます。これから国家資格を作ろうとする場合に、最初から例外規定を設けるといふのはいかがなものかと考えます。一つの例外がありますと、これも例外、あれも例外というように、收拾がつかなくなる可能性があるのではないかと懸念します。行く行く禍根を残すということもあり得ますので、例外規定は極力なくすべきだというのが基本的な考えです。

○神吉委員

私も同じ意見です。一律に試験を受けて合格した者を公認日本語教師として認定するということが適当だと思います。

理由として、この養成段階の基礎項目に絞るといふのが試験の内容ですので、それに合格できない人というものは、公認に相応しいとは言えないのではないかと思います。国家試験は、ほかに医師、看護師、みんな受けますね。大体、合格すると思いますが、そこに到達しない人は、その免許をもらえないということが当然としてあるので、日本語教師の資格の質を考える上で、そもそもの資格の目的である、日本語教育の質の担保のために専門家としての日本語教師を認定することから考えても、相当の理由がない限り免除規定は導入しない方が良いと考えます。

○野田座長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○小林委員

まだ、この試験の規模、内容もイメージできないので、免除となる一部がどれぐらいかというのも分からずに議論するのは不安なのですが、私は一部あるいは全部免除を検討すべきという立場です。

それはなぜかという、対策講座を経て一発合格できるような試験であるとするならば、その程度の専門性なのではないかということについて、私は疑問に思います。

その試験の一部や全部という免除の程度を、養成講座と主専攻・副専攻一律にするかどうかというのとは次の議論になるとは思いますが、大学の主専攻・副専攻にかかわってきて、そこで学んでいる内容や深さというものは、検定対策セミナーよりも深くて広いものであるため、専門家を育てるという意味では、全部あるいは一部免除を検討すべきだと思います。すぐに導入すべきとまでは言えませんが、今この段階で、その選択肢を切るというのは反対です。

○浜田委員

私も一部免除を導入するということに基本的に賛成です。例えば、ほかの資格を考えた場合に、大学で専門的な教育を受けるということが前提になっていると思います。先ほど医師免許と看護師免許についても、必ずそういった学校を卒業、修了していることという前提になっていると思うのです。今回、それとは違うので、その部分については同じように議論できないと思います。

もともと大学の主専攻や副専攻、今の日本語教育能力検定試験ができた当時、私、まだ学生だったので、制度設計をされた先生のお話を伺ったりしたのですが、当時は、まだ日本語教師というのがプロの仕事として認められておらず、喫茶店でアルバイトをする程度の時給で教えていた時代で、そういう時代に、日本語教師が専門家、専門職であるということを社会的に認めてもらうためには、大学の中に主専攻を作って、大学で専門的に学んだ人がつく仕事なのだから、学校教育と同じ、そういうステータスを確立しなければいけないということで、この主専攻、副専攻と出来たわけです。それから更に大学院ができ、後進を育て、研究を深めていくという制度を作ったわけですが、当時、実際に既に教えておられた方の救済措置、経過措置の制度として日本語教育能力検定試験が設置されたと聞いています。既に教えた経験があったから実習がなくてもよ

かったわけです。

その後いろいろな社会情勢の中で、検定さえ合格すれば良いという経済原理が働く中で、結局何が起こったかという、ボランティアでも良い形になり、反対に検定合格しないとボランティアすらできないという、専門性という部分と外国人のためにボランティアで教えるということが混在し、今の状況が起こったわけです。そこで、日本語教育の専門性をもう一度整理し直そうというのが今回の制度だと思います。

それを考えると、大学で専門家を養成するということが養成の中心に来るような形に、もう一回、制度を整え直さなければいけないのではないかとすることが私の最終的な目標とするところです。ただ、それをすぐに取り掛かるというのは難しいと思いますが、それを考えると当然大学で専門的に学んだ人には一部免除とし、ほかのルートを通じて日本語教師になる人たちとは違うというような制度にするべきだと思います。

ただ、主専攻だったら何でも良いということになると質の担保が難しいので、例えば教員免許状の課程認定と同じような形で、それぞれ設置している学校についてはシラバス、それから担当教諭も含めて、厳正な評価、認証を行って、合格した大学については一部を免除すると、そういう形になることで質や社会的な認知も高めていくというような方向性を、もう一回目指せないかと思っています。

○野田座長

戸田委員、お願いします。

○戸田委員

国家資格を考える際、免除を行わず、一律に試験を課すべきであるという御意見はよく分かります。ただ、私は、民間の日本語教育機関はもちろん、大学からももっと多くの日本語教師が育ち、告示校、地域、就労等の場で専門性を活かしてほしいと考えています。大学入学時より自ら日本語教育を専攻し、45単位を取得し課程を修了した学生に対しては、例えば基礎部分は問わない等試験を一部免除してもよいのではないかと考えます。学生に専門職としての目標が定まります。すぐに導入するというだけでなく、考える必要があるのではないかと考えています。

○野田座長

ありがとうございます。それでは辻委員、お願いします。

○辻委員

そもそも日本語教師という職業は、かつてはなかったような気がします。少なくとも私が大学にいた頃、大学には日本語教師になるための研修や学部はありませんでした。たまたま友人が国連に入って日本語教育をするというのを初めて聞きました。そういう状況の中から進化してきて、今、日本語教育推進法が成立し、日本語教育がようやく社会的に認知を受けつつある状況の中にあって、将来、職業としての位置付けがより明確に担保され、他の職業と同じように大学で専門分野として勉強した人が活躍する職業であるという位置付けは、日本語教育の質を上げることはもちろん、職業として認知される意味でも大きなポイントだと思います。

そういう将来像を描いたときに、大学で勉強した人は誰かということ、主専攻の人だろうと思います。公的な性質の資格として例外規定を安易に設けるべきではないという考えも十分分かりますし、例外があることによって複雑化されるという懸念もあります。逆に、主専攻だから、これぐらいの試験は簡単に通る、だから受けてくださいという言い方もあると思います。

ただ、違う側面から見ると、主専攻と副専攻を同じ扱いにしてしまう、420時間研修修了者と同じ扱いをしてしまうことで、職業としての位置付けが弱くなってしまふ懸念もあると思います。私たちが日本語教師の力量を問い、日本語教育を担っていく人たちに、しっかりした質を目指そうとしたときに公認の試験というものの位置付けは、主専攻ではない人に対して公認をする

という見方があっていいのではないかと思います。この公認日本語教師の試験は、将来的にはそういう位置付けではないのではないかと私は理解をしています。

○野田座長

一部免除、あるいは全部免除か分かりませんが、免除を認める方向ということですか。

○辻委員

はい、一部免除を考えています。

○野田座長

免除した方がいいという御意見の方が多いのですが、そうではないという御意見もありましたね。ただ、ワーキングとして最終的に意見をまとめて小委員会に持っていきたいと思いますので、更に議論を深める日宇町がありそうです。今日、必ずしも結論まで出さなくてもいいのですが、ある程度、方向性を決められたらいいとは思っています。更なる御意見、あるいは今のほかの委員の方の意見を聞いて考えたことでも結構ですので、お願いします。神吉委員。

○神吉委員

職業としての位置付けの重要性については、私もそのとおりだと思います。それが質を高めるということで、今ここで議論されていることだと思うのですが、改めて確認ですが、主専攻、副専攻、420時間、日本語教育能力検定試験合格者は、知識という面では、養成・研修の在り方で整理された養成段階の教育内容を等しく学習しており、クリアしていると思います。知識面では日本語教育能力検定試験、スキル面では教育実習ですね。

主専攻が更に深く学んでいるということについて、基礎的な必須項目に加えて様々な深みがあるというのは当然だと思います。主専攻ですから。しかし、基本的な知識があるかどうかというのは、いずれのルートを通っても同じではないでしょうか。

そこで、主専攻だけが特別に違う、ということになってくると、複数のルートがあるという制度自体の筋が通らなくなると思います。つまり、必須の教育内容に関しては、文化庁届け出受理420時間研修でも指導されていて、できているはずなのです。できていなければ、文化庁の届出受理がされないはずです。

主専攻は、更に深みはあると思うのですが、必須の教育内容を等しく教育しているという点では同じです。同じでないと、制度として成り立たないことになります。そう考えたときに、主専攻だけ免除だというのは、制度的にどう説明がつくのか分かりません。

主専攻の重要さは本当に分かりますし、日本語教育業界の中心となって他を引っ張っていくような人材を育成するということは当然だと思います。しかし、この養成段階での知識レベルということに関しては、このそれぞれのルートは差がないという前提であり、そこで、主専攻だけは試験を受けないというのは、説明が難しいと私は思います。

逆にそもそも、この資格認定は何を質として担保するものなのかという話になってきませんか。

○野田座長

恐らく、今の資格認定と、これがもし免除になったときの認定とは切り離さないといけないと思います。そこは現状の主専攻のままではないということはあると思います。

○神吉委員

ただ、養成段階で必須の教育内容を試験の内容とするという点は、揺るがないわけですね。

○野田座長

はい。

○神吉委員

それがクリアできていれば、公認日本語教師の知識面は問題ないというところも揺るがないわけですね。

○野田座長

はい。

○神吉委員

分かりました。一旦、以上です。

○野田座長

どうなのでしょう。資格として、例えば、課程で高校を卒業するのと、大検を受けるという方法がありますね。必ずしも全部一本化という資格ばかりではないとは思いますが。

○小林委員

課程認定というのが重要で、教育実習も含めて、配布資料5に大学養成課程が173校あり、420時間届け出受理機関が148機関あるわけですが、そのままここにスライドするわけではないということも含めて伝えていかないといけないと思います。そういう話ではないですね。

例えば、教育実習の話に戻っても、どういう教育実習が認定され、担当教員はどのような要件とするのか、シビアな審査が入っていくと思うので、それも含めて職業としてどのように世間に見せていくかという部分も含めての免除、一部免除と私は理解しています。

先ほど、医師や看護師の話もありましたが、医師の場合は、文学部出たら受けられません。逆に言えば、主専攻を取らなくても受けられるという意味では、逆に門戸を開いているといえ開いているわけです。

○神吉委員

医師は、学部等でそれなりに勉強している人でも合格しない人がいるわけです。公認日本語教師は、日本語教育の基本的な知識を問う試験を課すわけです。大学の課程を修了しただけで十分な知識があるということを、本当に世間的に言えるのでしょうか。それは非常に難しいのではないですか。

○浜田委員

試験を全部免除するというのは、問題があるかもしれませんが、そこを通っていない人は、それにプラス。だから、一部免除というよりも、むしろ、ほかのルートからの方は、もっといろいろなことを試験として受けていただくというような発想を私はしています。

○小林委員

この試験が大検規模のものなのか、今の日本語教育能力検定試験のように1日で終わる程度のものなのか、ではないでしょうか。

○神吉委員

そうですね。試験がどのようなものかによって、この議論は変わってきますね。

○野田座長

新たな試験については、小委員会の委員も含めて、日本語教育能力検定試験と大きく違うものというイメージは持っていないのではないかと思います。例えば、急に3日間要する試験になる

というイメージはないとは思いますが。

○浜田委員

ただ、議論してきたような社会的な認知を持った資格とするためには、今の規模の試験では難しいと思います。今の日本語教育能力検定試験のような試験を想定しているのでは、新しい試験を作るといふことの意味はないのではないのでしょうか。

○戸田委員

他の国家試験の例がこれまでワーキングの議論の場で挙がっていましたが、この課程を修了していれば、その先にあるいくつかの試験のうち免除されるという国家試験が参考になると思います。調べてみると、司法試験の受験資格を得る「予備試験」がこの例に当たるのではないかと考えます。したがって、全て一律ではなく、検討してもよいと考えます。

○野田座長

国家試験はたくさんありますね。教員免許は、試験はないですね。課程認定です。そことの関係も、ある意味、似たような職業ですので、考えてよいのではありませんか。井上委員、どうぞ。

○井上委員

最初に一つの例外があると、あれも例外、これも例外ではないかというように話が広がっていく可能性があるということを示しました。主専攻というのは45単位以上、副専攻は26単位以上ということになっていますが、私の知っている学生で、副専攻で45単位を上回るような授業を取っているという学生もいたりします。そのような場合も免除していいのではないかとこのような議論になりはしないかという懸念が一つあります。

皆さんの意見がいろいろ出た中で、試験の内容がどうなるかということと密接に絡んでくるわけですね。免除するか、しないかという議論と試験を同時に検討しないと議論が随分変わってくるように思います。

○増田日本語教育専門職

試験について全く御議論いただいていないというわけではなく、試験が備えるべき要件ということで、小委員会まで上げていただいています。平成31年報告で示された「必須の教育内容」に基づくものとしています。二つ目が、日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定すべきと言われていました。

ですから、今の日本語教育能力検定試験を大幅に上回るような規模の難しい内容のものを作るということは、今まで議論の俎上には上がっておりません。

また、二つ目の試験の実施方法等に四つ目にございますが、資格要件となる試験であることから、安定的な運営が可能となるような要件を設けるということで、試験の実施団体等に関することは御議論いただいています。内容については、「必須の教育内容」5.0の知識を確認する、それでよいと、今のところ言われておりますので、それをあまり拡大解釈して、ちょっと試験内容を難しくしてというような御議論は、ちょっと飛び越えたものかなと思います。

○野田座長

そうですね。やはり大まかに言うと、現在の日本語教育能力検定をイメージして。全く同じにはならないと思いますが、大まかなイメージとしては、それと思って議論を進めるしかないと思います。

○浜田委員

感覚的には全部免除でもいいという感覚です。内容を考えると、基礎的な内容の確認だとする

と、全部免除にしてもいいぐらいではないかと思います。その分、課程認定の部分で厳しく審査をして認証するという事だと思います。

○小林委員

私は今より難しくするという意識は全然ありません。それをしたら合格率3割が、また、もとの17%とかに戻ってしまうと、安定的な数の供給が応えられないので、難しさは、今よりも難しくはできないのではないのでしょうか。

○野田座長

そうですね。先ほど井上委員がおっしゃっていた、26単位の副専攻にいるが主専攻ぐらいの単位を取った方というお話でした。

○井上委員

はい。

○野田座長

そういう場合は多分、今度の課程認定では認められなくなるんだろうと思います。この課程で、その課程を認定するわけですから、そこに入っていない方は多分、入らないということになるんだと思います。単位数ではなくなるんでしょうね。今の教職の、教員免許の課程認定と同じような仕組みしか考えられないのではないかと思います。

○小林委員

でも、もし、そのお知り合いの方が、副専攻にいるのに主専攻を超えるぐらいの単位が取れたということは、それだけの科目が準備されている大学だということですね。そういう大学がきちんと認証されるような仕組みも同じぐらい重要なのではないかと思います。

○野田座長

免除を導入する場合は、その課程の認定が大事ということについては、皆さんの御意見は同じだろうと思いますが。そもそも免除を導入するかどうかについて、更に御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

○神吉委員

もし免除になるとしたら、主専攻に入って、そこを卒業すれば公認日本語教師として認定されるということですよ。

○野田座長

それはまた(3)の議論になりますが。具体的に、どういう人を、どういう形で免除するかは、そういう、そこで議論することになりますが、例えばそういう形も考えられるということです。

○神吉委員

それは、どうなのでしょう。

○小林委員

でも、今の主専攻が、いろいろな意味でばらばらだというのは、ほんとうにおっしゃるとおりなので、今を想像し、今の主専攻全部じゃないということを改めて申し上げます。

○野田座長

そうですね。ある意味、今の主専攻は、いわゆる課程認定というようなレベルのことはやっていませんね。

○小林委員

教職の課程認定も結構、かなり厳しいですよ。大学全体のカリキュラムを動かすぐらい厳しいので、そのぐらい、やはり厳しくしていいと思います。

○野田座長

そうですね。大学のカリキュラムも、それに合わせて変えたりして、やっていますよね。

今までの議論でも(3)の話が出てきていますので、とりあえず今の段階で免除導入の御意見が多いということもありますので、(3)番に移って、もう少し具体的に考えていこうと思いますが、よろしいですか。

それでは、(3)試験の一部免除を行う場合、一部免除を行う範囲についてということで、先ほど全部免除というお話も出てきましたが、これについて御意見頂ければと思います。先ほども、例えば主専攻と副専攻で違う扱いになるだろうという前提での話も出てきたと思いますが、そういうことも含めて、改めて御意見頂ければと思います。

○小林委員

今この配布資料4で、主専攻45単位、副専攻26単位と書いてありますが、これは大学の設置基準での主専攻、副専攻が基準ですね。大学で主専攻として名乗って良いという要件や、副専攻と名乗っていいのは何単位そろえなければいけないと、たしか文部科学省で決まっていますね。

○浜田委員

いえ、今それはなくなっているはずですよ。

○小林委員

では、各大学で決めているということですか。

○浜田委員

はい。

○小林委員

では、これは大学で決められるもので、この45単位は動かせるということですか。

○浜田委員

45単位は、平成31年報告書で定められています。

○高橋国語課長

課程認定という前提になっていますが、検討項目としては、試験の一部免除あるいは全部免除を認めるかということだと思います。資格を取るのは個人ですから、考え方としては課程という考え方もありますが、大学が単位取得証明書を出すというやり方もあるかとは思いますが。その単位の数によって決めていく方法もあるかもしれません。そうすると、先ほどの主専攻より単位の多い副専攻の問題も解決できるかもしれません。

○野田座長

登録機関で認定する形というイメージですか。

○高橋国語課長

例えば大学の履修証明をもらうという方法です。

○野田座長

ただ、単位ということは、一つの大学じゃなくてもいいということになりますね。

○高橋国語課長

そういったことを含めて御議論いただければと思います。

○野田座長

皆さんのイメージの中では、個人がいろいろな大学から単位を集めてくるといったイメージはなかったのではないかなと思います。

○高橋国語課長

課程認定もあるかもしれませんが、単位証明という考え方もあるかもしれません。

○増田日本語教育専門職

それは現行の法務省告示基準の教員要件よりも格段に広がります。今の告示要件は、大学が課程として認めたもの、もしくは文化庁が届出受理をした研修プログラム以外は認めておりません。個人で単位を幾ら集めてきても、その証明は無効というように現状はなっております。

○野田座長

そうですね。

○浜田委員

主専攻といっても内容が伴わないのではないかと、それであれば試験の全部免除は難しいのではないかと御意見が強いので、そこを勘案すると、教育機関自体の質を何らかの形で判断しないと難しいと思います。それが課程認定になるのか、機関認証になるのか、複数の可能性があると思いますが、この機関のコースを卒業したならば良いというような歯止めは必要だと思います。

○小林委員

私も賛成です。例えば今、教職では憲法が必須科目ですが、代わりに、この法律系の単位が憲法に替わるように読み替えられますよね。それは課程認定の中でされているのですか。

○浜田委員

そうだと思います。

○小林委員

そうすると、勝手に私が、これは法律だからということではできないわけですね。個人で単位をそろえるよりも、機関なり大学なりが認定され、質の担保につながると良いと思います。

○浜田委員

つまり、外部の機関が課程を認定・認証して、日本語教師養成機関として認証という形で評価をすることですね。

○小林委員

大学の科目が必須の教育内容と一致していなかったとしても、実質一致しているという認証を

第三者がするという事ですね。そうしないと無理なのではないでしょうか。

○野田座長

時間も迫ってきていますが、ほかに御意見ありましたら、お願いしたいと思います。できれば、ある程度の方向性を見つけたいとは思いますが、いかがでしょうか。免除といっても主専攻と副専攻を同じにするのか、そういう大枠を決めて、細かいことは後で詰めていくということでしょうか。

○増田日本語教育専門職

はい。あくまで報告書として資格の在り方について御提言を頂くということになります。そのとおりにならないことも出てくるかと思いますが、御提言として一部免除を行う範囲は、このように考えれば良いという結論を頂ければと思います。

いろいろな論点を頂きましたが、今日結論を、多数決で決めるなどということは必要ないと思いますので、次回改めて検討ということでも結構です。

○高橋国語課長

今回の議論のために一言申し上げます。免除するにせよ、しないにせよ、あるいは中間的な形態であるにせよ、それぞれ理由を明確にすることが大切であると思います。特に公的な性格という観点から考え方を詰めていっていただければと思います。よろしく願いいたします。

○野田座長

分かりました。次回、引き続き議論したいと思います。宿題としまして、それぞれの理由を考えてきていただければと思います。この件については引き続き次のワーキングで更に議論を深めていくことにいたします。

最後になりますが、検討事項の追加についてです。座長から提案があるのですが、この資格の議論について、社会的な位置付けをどのようにするかを検討する必要があると考えています。具体的に言いますと、この試験の性格ですね。国家資格とするのか、民間の認証による資格とするのか、そういうことが中心になると思いますが、きちんと検討して小委員会にも出したいと思いますので、それを一つ追加させていただきたいと思います。

座長提案として、検討事項11として、「日本語教師の資格の社会的な位置付け」を加えたいと思います。いかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

○野田座長

それでは、そのようにさせていただきます。検討事項の最後に検討を行うことにしたいと思います。このほか、何か連絡がありましたら、お願いいたします。

○増田日本語教育専門職

次回、第4回日本語教育能力判定に関するワーキンググループは、9月9日月曜日13時より開催を予定しております。皆様方には御出席いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○野田座長

それでは、これで第3回日本語教育能力の判定に関するワーキンググループを閉会いたします。皆さま、ありがとうございました。